

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（7万円 / 1世帯）のご案内

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり7万円）は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。（1世帯1回限り）

1世帯あたり7万円
（1回限り）



詳細はこちらから

【支給対象と申請の有無】

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

令和5年12月1日時点で羽曳野市に住民登録がある方

世帯全員が令和5年度
「住民税均等割非課税」の世帯

令和5年度羽曳野市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（3万円）を口座振込で受給された方で、住民票や税情報に変更が無いなどの支給条件を満たした世帯

左記以外の方

修正申告等により世帯全員が令和5年度
「住民税均等割非課税」になった世帯

本人口座

本人口座以外

①プッシュ方式

圧着ハガキでお知らせを送付しました。記載されている誓約・同意事項に相違ない場合は手続きは不要です。

②確認書方式

対象となる可能性のある世帯へ羽曳野市から確認書を送付します。世帯の中に令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合は、前住所地の市区町村に照会後、羽曳野市から確認書を送付します。

③申請が必要です。

申請書は、羽曳野市ウェブサイト、市役所、支所、人権文化センターで配布しています。

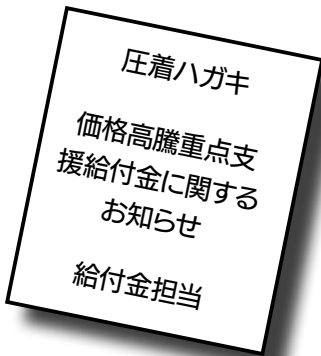
いずれも提出期限は、**令和6年4月30日(火)【必着】**です。

(注)本市では前回の給付金（3万円）の対象として、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯も含めていますが、本給付金では含めておりません。そのため、前回の給付金（3万円）を受給されている世帯であっても、対象とならない場合があります。

【支給時期】

- ①プッシュ方式 1月31日予定
- ②確認書又は③申請書の審査完了後、3週間後が目安です。

【①プッシュ方式 / ハガキ送付】



【②確認書方式 / 封筒送付】



注 意

「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください!

羽曳野市では、市民の方にATMの操作をお願いすることや、支給のための手数料など振込を求めることはありません。不審な電話があった場合は市役所や警察署にご連絡ください。

【問合せ】羽曳野市価格高騰重点支援給付金コールセンター

☎ 072-947-4140（平日 9:00 ~ 17:00）

電話が繋がらない場合は、しばらくお待ちいただいてからおかけ直してください。